

給付費の推計 令和8年度の診療費の推計方法

- 給付費総額の推計については、係数通知において、従前通りの負担区分別の「被保険者1人当たり診療費」×「被保険者数推計」×「給付率推計」に基づく推計結果を踏まえ、所要の補正の要否を検討しつつ、市町村と合意を得ることを示している。
- このうち「被保険者1人当たり診療費」の推計に当たっては、直近の実績と過去の伸び率を使用する方法を基本とする。なお、納付金等算定システムでは、この推計を以下の4通りの方法で行うことができる。
 - (1) 本年3月から直近月までの数か月分の実績を基礎として、**過去2年間（推計値を含む）の伸び率**により推計する方法
新制度以前から予算編成通知にて示していた計算方法。仮試算時は、短期間の実績の大小が過度に反映される可能性もあるため、必要に応じて補正を行うなど、留意が必要。
 - (2) 直近1年前から直近月までの年度を跨いだ1年間分の実績を基礎として、**過去2年間（実績値）の伸び率**により推計する方法
(1)の短期間の実績の大小が過度に反映される問題を緩和する推計方法。直近の実績の動向がやや弱まる面もある。
 - (3) 算定年度前年度の1年間分の実績を基礎として、**複数年の伸び率**により推計する方法（下図は2年間の伸び率を使用した例）
令和5年度以前の推計時に、高額薬剤の影響を考慮して示した、特定年度の伸びを除外して推計する方法。過去2年間の実績に特殊要因がある場合に活用。
 - (4) その他、都道府県独自の推計方法
- 以上を踏まえつつ、地域の状況に応じて、適切な推計方法を定めることとする。

